

平成29年11月7日

東村山市社会福祉協議会 嘱託職員募集要項

1. 募集職種・採用予定員数・採用期日等

- 1) 職 種 地域福祉権利擁護事業 専門相談員
2) 募集人員 1名
3) 採用日 平成30年4月1日
※原則的に、平成30年3月1日～3月31日までの引継ぎ期間に非常勤職員として勤務できる方。(週4日で1日6時間、午前9時～午後4時、時給1,620円、交通費は交通機関利用の場合は、日額348円を上限に支給。徒歩・自転車の場合は日額50円で月1,000円を限度に支給。社保なし)
非常勤職員としての勤務開始日は相談可、但し嘱託職員としての採用日は変更になる場合があります。
- 4) 業務内容 判断能力が不十分な方が福祉サービスを選択する際の情報提供や円滑に利用するための手続きや支払いの支援。日常的な金銭管理や大切な書類をお預かりするなど地域での生活を支援します。

2. 受験資格 社会福祉士資格を有する方。※高齢者や障害者の相談支援の経験があれば尚可。

3. 選考方法 作文及び面接

- 1) 日 時 平成30年2月19日(月) 午前10:00受付
作 文 午前10:30～11:30
面 接 午後 1:00～ 応募順
※応募者多数の場合は面接が、23日(金)になる場合もあります。
- 2) 会 場 東村山市社会福祉協議会事務所 地域福祉活動室
住 所：東村山市野口町1-25-15
電 話：042-394-6333

4. 応募方法

- 1) 提出書類 ① 履歴書(市販・写真貼付)
② 資格証明書の写し
- 2) 応募締切り 平成30年2月16日(金)
- 3) 提出先 東村山市社会福祉協議会(郵送又は持参)
〒189-0022 東村山市野口町1-25-15 東村山市社会福祉協議会 生活支援課
※持参の場合は、土・日・祝日を除く、午前9時～午後5時

5. 給与等

- 1) 就 業 日 週4日(月曜日～金曜日のうち)
- 2) 就業時間 午前8時30分～午後5時(1日実働7.5時間 週30時間)
- 3) 給 与 当協議会嘱託職員に関する要綱による。
報酬月額 180,700円
報酬加算 6月(報酬×1.49+20,000円) 12月(報酬×1.83+20,000円)
- 4) 休 暇 年次有給休暇14日(4月1日付雇用の場合)
その他に、結婚休暇、夏季休暇、子の看護休暇、介護休暇等があります。

6. 問い合わせ先 電話：042-394-6333

- 1) 応募に関する問い合わせ 東村山市社会福祉協議会 生活支援課 秋元
2) 職務内容に関する問い合わせ 東村山市社会福祉協議会 権利擁護係 細羽